

平成26年第6回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 伊東秀一 班長兼副主幹 加藤潤
主 事 須田拓也

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横山忠長	副 市 長	須田正彦
教 育 長	齋藤光正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋藤均
財 務 部 長	佐藤正春	市民福祉部長	齋藤洋
農林水産建設部長	佐藤正	商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木敏春
教 育 次 長	齋藤栄八	ガス水道局長	高橋元
消 防 長	伊東善輝	会 計 管 理 者	須田一治
総務部総務課長	齋藤隆	企 画 課 長	齋藤義行
財 政 課 長	佐藤正行	健康増進課長	鈴木啓
スポーツ振興課長	浅利均	仁賀保公民館長	佐藤正穂
象潟公民館長	須田徹	図 書 館 長	佐藤智秋
監査委員事務局長	佐々木善博	管 理 課 長	佐藤次博
監 査 委 員	佐藤正行		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

平成26年9月18日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第73号 平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）
- 第2 議案第74号 にかほ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第75号 にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 第4 議案第76号 にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第5 議案第77号 にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第6 議案第78号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第79号 にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第80号 平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第81号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第82号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第83号 平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第84号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第85号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第86号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第87号 平成25年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第16 議案第88号 平成25年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第17 議案第89号 平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第90号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第19 議案第91号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第20 議案第92号 平成26年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第93号 平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第94号 平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第95号 平成26年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第24 議案第96号 平成26年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 第25 陳情第7号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 第26 陳情第8号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出についての陳情
- 第27 陳情第9号 政府による緊急の過剰米処理を求める陳情
- 第28 陳情第10号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する陳情
- 第29 議提第11号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書
- 第30 議提第12号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書
- 第31 議提第13号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書
- 第32 議員派遣の件
- 第33 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員数は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、佐藤代表監査委員の出席をいただいております。

市長より発言を求められておりますので、これを許可します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。

このたび、個人住民税の還付加算金の算定誤りが判明いたしましたので、報告をいたします。

市民の皆様方には、大変御迷惑をお掛けするとともに、公正で適正な課税を旨としなければならない税務行政にあつて、その信頼を損なうこととなりましたことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

この還付加算金の算定誤りについては、全国で相次いでいることから、にかほ市においても調査を開始したところ、個人住民税において同様の誤りがあることが判明したものであります。

現在精査中ではございますが、今年8月までの5年間で約132件、未払いの加算金額が42万円となる見込みでございます。

誤りの原因ですが、他の市区町村と同様、地方税の解釈を誤り、還付加算金の算定の開始日を「納付の日の翌日」とするところを、「その更正のあった日から1ヵ月を経過する日」としていたことか

ら、本来より少なく計算されていたものでございます。

今後は、このようなことが起こらないように、関係法規の確認を徹底し、再発防止と適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

なお、その詳細については、担当の部課長に補足説明させますので、よろしく願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、このたびの還付加算金の算定誤りについての経緯と今後の対応につきまして御説明申し上げます。

このたびの還付加算金の算定誤りにつきましては、ただいま市長が申し上げましたとおり、全国で還付加算金の算定誤りが相次いでいることを受けまして、本市の還付加算金の支払状況について改めて調査を実施したところ、旧町を通じ、合併後の現在に至るまで、個人住民税の還付加算金について同様の誤りがあることが判明したものであります。

また、このたびの算定誤りの対象者につきましては、所得税の申告期限後に医療費控除や扶養控除などの所得控除や税額控除の申告により、既に納付済みの個人住民税が減額となり、それに伴い還付金が生じた納税者の皆様となります。

お手元に配付しております資料をご覧ください。

1枚目の表は、地方税法の規定に基づき、今年8月31日を基準日として時効が到来していない平成21年9月1日までの過去5年間に還付処理したもののうち、加算金の未払いが生じたものの集計表でございます。支払不足となった人数は、現在のところ延べ89人で、件数は延べ132件、未払額は個人市・県民税にかかわる還付加算金の合計額で42万1,500円となる見込みとなっております。これにつきましては、今後、更に精査をしてまいりますので、人数、件数及び金額は若干変動することも考えられます。

次に、資料の2枚目、上段のイメージ図をご覧ください。本来の還付加算金の日数の起算日につきましては、上の矢印の地方税法第17条の4第1項第1号の「納付の日の翌日」でございますが、本市がこれまで誤って適用しておりました起算日は、下の矢印の同条第1項第4号の「その更正のあった日の翌日から一月を経過する日の翌日」としていたものであります。短い矢印の方でございます。これにより納付日が減額変更の一月後までの期間について、結局、長い上の上階の矢印の方の空白の期間でございますが、これについて還付加算金が不足したことになります。

このように個人住民税につきましては、所得税や住民税の申告書などを課税資料としているものの、あくまでも賦課決定に該当しますので、同条第1項第1号を適用すべきところ、地方税法の解釈を誤ったことによりまして、申告により額を減少させる更正として、同条第1項第4号を適用してしまい、本来より短い日数で還付加算金を計算してしまったものでございます。

資料の下段の例により御説明いたしますが、例えば平成22年分の所得税確定申告書を期限後の平成23年9月1日に提出し、その申告書をもとに平成23年度の個人住民税が9万3,000円から2万1,000円に7万2,000円減額となった場合を想定いたしております。

資料下段の一番下でございますが、今までの誤った計算方法では、法第17条第1項第4号に基づく

計算式になりますが、加算金の期間が更正の平成23年10月11日の翌日から支払決議日の同年11月1日までの21日間で、利率4.3%で計算しますと178円となり、1,000円未満となるため加算金は生じません。しかし、その上の正しい計算方法の本来の同条第1項第1号に基づき計算した場合は、加算金の期間が納付日の翌日の平成23年7月1日から支払決議日の同年11月1日までの124日間で、同じく利率4.3%で計算しますと1,051円となり、還付加算金については100円未満を切り捨てしますので、1,000円となります。したがって、本来は還付税額7万2,000円に1,000円を加算した7万3,000円を還付しなければならなかったものであります。

なお、今後の対応についてであります。地方税法の規定に基づき、過去5年以内の平成21年9月1日以降に還付金が発生しているケースの還付加算金の支払状況について、再度関係資料などを確認してまいります。その結果、未払いが確定した納税者の皆様には、速やかに職員が個別に訪問し、お詫びとお支払いの御説明をいたすとともに、未払いの還付加算金の支払手続を進め、来月末までには支払いを完了したいと考えております。

また、再発の防止策としましては、担当職員が異動になりましても適正な事務処理ができるように、還付加算金を計算するためのマニュアルを作成して対応してまいりたいと考えております。

このたびの還付加算金の算定誤りにより、市民の皆様並びに納税者の皆様に大変御迷惑をお掛けしましたことに対しまして、心より深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう、関係法令などの内容確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

このたびは大変申しわけございませんでした。

●議長（菊地衛君） これから一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩いたします。

午前10時9分 休憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（19名）

1番	佐々木	完	2番	渡部	幸悦
3番	佐々木	雄太	4番	佐々木	正明
5番	奥山	収三	6番	伊藤	知
7番	伊藤	竹文	8番	飯尾	明芳
9番	市川	雄次	10番	佐々木	弘志
11番	佐々木	平嗣	12番	小川	正文
13番	伊東	温子	14番	鈴木	敏男
15番	佐々木	春男	16番	宮崎	信一
17番	加藤	照美	18番	佐藤	元
19番	佐藤	文昭			

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	伊東秀一	班長兼副主幹	加藤潤
主事	須田拓也		

.....

説明員

市長	横山忠長	副市長	須田正彦
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	齋藤均
財務部長	佐藤正春	市民福祉部長	齋藤洋
農林水産建設部長	佐藤正	商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木敏春

教 育 次 長	齋 藤 榮 八	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 行	健 康 増 進 課 長	鈴 木 啓
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	浅 利 均	仁 賀 保 公 民 館 長	佐 藤 正 穂
象 潟 公 民 館 長	須 田 徹	函 書 館 長	佐 藤 智 秋
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 々 木 善 博	管 理 課 長	佐 藤 次 博
監 査 委 員	佐 藤 正 行		

.....

午前10時10分 開 議

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） ただいま出席している委員は19名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。12番小川正文総務小委員長。

【総務小委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務小委員長（小川正文君） おはようございます。それでは、去る9月5日に付託になっております下記的事件につき、審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての中の総務部、財務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項、その他について、この件につきましては、全員の賛成により認定と決しております。

審査の内容について報告をいたします。

総務課関係につきましては、コミュニティバスについて外部評価がB評価となっているが、今後、利用者数、収入増等についての対策はあるのかという質疑がありました。利用者の増については、地域公共交通検討委員会、地域公共交通会議、総務課などで十分話題となっているが、具体的な特効薬がないというのが現状です。今後、アンケート調査を実施する計画もあり、コミュニティバスに対する地域の要望も自治会会長会議からも届いており、デマンド観光バスでもありませんので、生活の足として掘り下げて、改めて検討していきたいと思っておりますと伺っております。

また、釜ヶ台線につきましては、冬期間だけでも伊勢居地の診療所まで入ってもらえないのかについては、路線変更に当たりますし、物理的に道路が狭く、交差ができない、回転スペースがない。冬になると除雪の関係もあります。現段階では少し無理があるのではと考えますが、バスが小さくなれば可能になるのではという推測をしています。改めてこの件につきまして交通会議等で検討していただきたいと伺っています。

財務課関係につきましては、繰上償還についての質疑がありました。一般的に利率の高いものから優先的に繰上償還をしている。繰上償還をする時期については、当初予算で3億円余りを計上し、その後、交付税、前年度の繰越金が確定した後、決定をし、9月議会に計上していると伺っています。

税務課関係につきましては、関東圏滞納者の訪問徴収について質疑がありました。平成19年度から関東圏を中心に訪問徴収を行っております。成果については、旅費として84万円ほど支出していますが、納付額として470万円を徴収しています。また、市外に転出した滞納者は納税の意識が希薄になり、文書等の催告にも反応しません。直接本人と会って交渉することにより、納付に結びついていると考えています。

住宅用地特例の課税誤りについても質疑がありました。追加徴収分については各家々を回り説明の上、了解を得ています。また、該当するのかもしれないのかも改めて調査を行っております。結果、245名の対象者がおり、1,939万円余りの徴収額となっています。その中で既に全額納付した方が190人で75%、一部納付者27人で11%、合わせて全体で約90%の方々が納付され、金額としては1,300万円となっています。残りの額についても連絡を取りながら徴収に努めていきたいと回答を得ています。

預貯金の差し押さえについても質疑がありました。平成25年度、66件160万円の差し押さえをしております。文書や電話での催告に応じなかったり、約束を守らなかった滞納者に対し、差し押さえ予告書を出し、それに対し反応がない場合に金融機関に照会をかけて差し押さえを実行しております。差し押さえの場合は生活に必要な分を考慮して、可能な金額を押さえることにしています。

納税の徴収率についても質疑がありました。にかほ市の収納率の状況ではありますが、平成25年度一般税目においては、現年課税分滞納繰越金、合わせて94.1%となっています。県内13市のトップの収納率となっています。

企画課関係につきましては、地域振興交付金について、どのように評価をしているのかという質疑がありました。立ち上げに数年かかり、議論も多かったのですが、まずはやってみようということで取り組んでおります。8地域中6地域が取り組んでいます。ただ、平沢、象潟地区の大所帯の地域が実施できなかったのが残念であります。また、経費の方も事業に見合った予算を取り組んでほしいとしております。今後は、全地域で取り組んでいるようでありますので、今年も含めて3年程度で検証していきたい。現時点では取り組んでくれたことについて評価をしたいと考えていますという回答を得ております。

消防本部関係につきましては、消防施設について質疑がありました。当初、防火水槽新設工事として白石、武道島の2カ所を予算計上されていたわけですが、武道島が取り止めになった理由についてであります。武道島の方は地下水位が高く、入札する人が誰もいなくなり、入札会が開けなくなりました。この防火水槽については地域の要望ではなく、消防本部で選定しており、もし、地域の要望があれば改めて検討していきたい。新しい工事の計画は今のところありません。

また、この地域の水利の状況については、十分に確保されているのかについては、この地域は水利関係からすると十分に間に合っている地域で、武道島近くにもう一基、防火水槽がありますから、それで対応は可能であると考えていると伺っています。

防災課関係についてであります。避難所野外LED照明灯整備工事について、どのような内容かという質疑がありました。この工事は平成24年度から行っており、平成26年度までの3カ年で終わります。環境省の100%の補助になっており、地域からの要望ではなく、市が重要な避難施設、災害時に重要拠点となる施設を選んで設置をしております。合計で67基となります。主に学校、自治会館、避難所等に設置をしております。

防災会議の委員については、どんな人選かという質疑がありました。定数は30人以内となっている。委員の人選につきましては、災害対策基本法の中にあり、国・県・市、指定公共機関、自主防災組織代表など各方面から委員を選んでいます。

また、防災会議は何回ぐらい開催するのかについては、平成26年2月13日に1回目、2回目は10月に、3回目は来年2月の予定であります。

地域防災計画は防災会議が作成することになっており、最終的には来年3月の議会に報告する予定であります。

選挙管理委員会関係につきましては、バス運行委託料について質疑がありました。参議院選、市議会選、いずれも市内バス4台8路線、走らせております。乗車人数は、各7人となっております。このバスの今後の運行状況についての質疑がありました。このようなバスの運行をしているのは、にかほ市だけであります。県とも公平公正の立場から協議をしております。その結果、午前1回、午後1回の運行を行っています。また、PRにも努めております。乗車した人の中には、ありがたいという人もいました。今後も検討を重ねながら投票率の上昇を目指し、続けていきたいと考えております。

監査委員についても質疑がありました。委員の外部団体等の監査等の業務量が増えているが、報酬の額、人的な数など類似団体と比較してどのように考えているのかについては、年48回の執務をしており、執務以外にも研修もあり、また自ら勉強しているところもあります。類似団体については鴻上市、仙北市と比較しても報酬については遜色のないものと思いますが、見直しを含めて検討していきたいと伺っております。以上で報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑はありませんか。6番伊藤知委員。

●6番（伊藤知君） 委員長の方から武道島の防火水槽の件、報告ありましたけれども、水利の方は十分あるという話、報告ありました。じゃあ、なぜこの防火水槽を設置するための予算を取ったのか、そこまで審議をいたしましたでしょうか。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 総務小委員長。

●総務小委員長（小川正文君） 説明の段階でありますけれども、最初2基分取ったそうでありました。それで入札が行われなかったということで、その2基分の1基をさっき言ったように、地域の要望でもなかったのもありましたので、その分を返還しながら1基を作ったということでありました。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 伊藤知委員。

●6番（伊藤知君） 違うくて、どうして計画したのか、水利が十分あるのに、武道島にまず入札がなかったということになったわけですけども、じゃあ計画段階で武道島というのは計画する必要が

なかったのではないかと、そこを審議いたしましたかということです。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 総務小委員長。

●総務小委員長（小川正文君） 先ほども申しましたけれども、この防火水槽は地域の要望ではなくて消防本部独自でここに必要ではないかということで予算の要求をしているということでありますので、この水利の関係で工事ができなくなった段階で、もう工事を取り止めるということになったそうであります。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 再開します。

総務小委員長。

●総務小委員長（小川正文君） 先ほど説明したとおりでありますけれども、詳しくそれまでは審査をしておりません。ただ、そういう報告を受けたということであります。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生小委員長（市川雄次君） おはようございます。それでは、一般会計決算特別委員会教育民生小委員会の決算審査の内容について報告させていただきます。

同じく議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算中、市民福祉部及び教育委員会に関する事項については、賛成多数により認定に決しております。

それでは、各課ごとの審査の内容について、主な質疑応答をもって報告させていただきます。

順不同になりますので、よろしく願いいたします。

まずは教育委員会からです。

生涯学習課についてです。

質疑です。まんまある事業の事業評価が低調であるとの指摘を受けていますが、そのことについてどのように把握されていますか、考えられていますかという質問です。

これに対する答弁ですが、この事業は平成25年度から始まったものです。平成26年度は年度当初から利用人数が増えています。ただ、まだ自立してやっていくには難しいところもあります。また、今後の参加者数の増のために市民サービスセンターの窓口や健診時などを使って事業紹介をしたいと考えていますとの答弁でございます。

続いて、仁賀保勤労青少年ホームですが、勤労青少年ホーム運営委員会委員の会議出席率が低いようですが、その原因は何だと考えていますか。また、人選に問題があるのではないですかという質問です。

これに対する答弁です。会議の開催時間が昼間に行われるために、日中、勤めている人が参加できないということが原因であると思われます。では、会議に参加できる人だけを任命するとなると、同ホームの活用実態から、できるだけ年齢幅をもたせた委員を任命させていただいているということが現状です。確かに会議にはなかなか出席できない委員もおりますが、休日や祝日などのイベントには必ず出席いただき、そこで御協力と御意見をいただいておりますというやり方をしておりますとの答弁です。

続いて、白瀬南極探検隊記念館についてですが、にかほ市とは別に記念館独自に観光連盟に5,000円の会費を納めておりますが、その理由は何ですかとの質問です。

これに対する答弁は、同館は確かに社会教育施設ではありますが、他方で観光施設としても重要な役割を果たしています。また、同記念館が旅行エージェントとも連携を図りながら観光バス等による誘客を図っていますので、記念館単独で観光連盟に加入することの宣伝効果は大きいと考えて加入をしておりますとの答弁です。

もう一つですが、入館者数が4.4%減となっているようですが、これらの原因分析と、これからの対策はどう考えていますかとの質問です。

確かな原因分析ではないんですけども、一つに高速道路の開通、二つに旅行エージェントがバス台数を減らしている、三つに記念館の展示が一方的で双方向のものではないということなどが考えられます。このうち私たち、要するに官でできるものは記念館の展示と、そのあり方についてです。これについての対策については、平成26年度から来館者に対して館内の案内が必要かどうかを直接職員が来館者に対して積極的に声を掛けさせていただいております。それで、必要とあれば無料で対面式の案内をさせていただいています。また、体験型が必要と考え、官が所有する隕石を触れるようにさせたり、あるいは南極の氷を使ったデモンストレーションなどの新企画をして体験型の展示方式を今取り入れているところですのでとの答弁でございます。

続いて、文化財保護課ですが、市内の番楽について、後継者不足などから存続が危ぶまれているようなところはないですかとの質問です。

市内には五つの国の記録選択無形民族文化財があります。が、確かにそのうち三つは存続が厳しくなると見込まれています。これらについては、今、仮に継続ができなくなったためのために、ビデオなどで記録し、引き継がれていけるような手だてを講じているところであります。また、保存会の皆さんで組織する協議会をつくりながら、情報交換をして今後の対策を当事者も含めて検討していきたいと考えています。

もう一つですが、獅子ヶ鼻湿原の管理についてです。倒木などを片づけることはできませんかという質問です。

これに対しては、獅子ヶ鼻湿原管理計画で大学の先生からアドバイス等を受けていますが、先生方の意見の大半は、倒れたままで良いのではないのでしょうか。また、文化財保護エリアでは、そ

のまま観察してもらおうということで周知するのも一つの考え方ですとの意見が出されていますとの答弁でございます。

続いて、スポーツ振興課です。

グリーンフィールドについて、整備の段階で主に国体とブラウブリッツの公式戦のためとされてきましたが、今年度からブラウブリッツの公式戦が市内で開催されなくなったことから、その存在意義が薄れてきていますが、にかほ地域に野球場を求める声もあります。グリーンフィールドの今後についてどのように考えていますかとの質問です。

これに対する答弁ですが、サッカー場として評価は極めて高いので、これを維持していきたいと考えています。確かにブラウブリッツの公式戦はなくなりましたが、昨年度は新潟アルビレックス、今年度はFC東京のキャンプが開催されるなどしています。また、平成29年度には秋田ねりんピックが開催される予定です。この大会は大きな大会で、そのサッカー会場として手を挙げているところです。ですので、現時点で野球場に戻すということについては考えてはおりませんとの答弁でございます。

続いて、市民福祉部です。

初めに、生活環境課からいきます。

最終処分場の寿命については、あとどのぐらいと考えていますかとの質問です。

最終処分場の使用料、投棄量については、毎年ほぼ横ばい状態にあります。仁賀保最終処分場については、AブロックとBブロックがありまして、Aブロックの方があと4年ほど、Bブロックの方はまだ未使用ですので、あと15年から20年ほどの残年数があると見ています。金浦についても、あと10年ほど、象潟については、あと13年ほどの余裕があるものと思っていますとの答弁です。

もう一つですが、市内のごみの投棄については、全体として減少しているようにも見えますが、まだ一部の決まった場所等への不法投棄等があるように思われます。どのような対策をとっていますか。

これについては、町内会からの苦情や要望に従いまして、それらの場所には看板等を設置して啓発活動に努めていますとの答弁です。

続いて、子育て長寿支援課についてですが、歳入のうち児童福祉費負担金滞納繰越分153万2,070円について、この内容が昨年の不納欠損額49万円に比して極めて高い金額となっておりますが、この内容はどういうものですかということです。

これについては、今回の不納欠損については17件ですが、昨年度までの不納欠損のほかに残りの部分も今回欠損金として落としたということです。これで不納欠損分はゼロとなりますとの答弁です。

続いて、高齢者見守り巡回事業委託料についてですが、この事業の具体的な内容について、また、関連してですが、市内での孤独死の事例といったものはありますかとの質問です。

これに対してですが、にかほ市から社協へ委託しておる事業でございます。登録者数は973件、この方々へ年4回の巡回を実施しています。また、孤独死についての実数は把握はしておりませんが、年にやはり1から2件はあるものと感じております。そこで、にかほ市では新聞配達業者、あるいは

郵便事業者と連携し、見守り体制の強化をするように現在検討している最中です。また、町内会の方にも働きかけをしております、町内会の皆さんの見守り体制についても強化していただくよう要請するところがございますとの答弁でございます。

続いて、健康推進課ですが、がん検診について受診者の数、特に若い人たちの検診率が上がらないようですが、今後どのように検診率を上げていこうとしていますかとの質問です。

これについては、平成26年度からコールリコール事業を始めています。これは検診の未受診者に対し、直接電話連絡をして受診についての意識啓発を行っていこうとするものです。これによって少しずつでも検診率の向上を目指していきたいと考えていますとの答弁です。

フッ化物洗口の効果はどうなっているかとの次の質問です。フッ化物洗口については、開始してからまだ4年目ということもあり、まだ具体的な効果を確認するまでには至っておりません。その効果を判断することはできていませんが、当然ながら、今後その効果を検証していく作業はしていくつもりですとの答弁です。

福祉課についてですが、雇用不安が顕在している中で平成25年度の生活保護受給者件数はどうなっていますかということですが、相談件数は60件で、そのうちの29件が実際の申請に至っていません。ちなみに平成24年度は58件の相談件数で、そのうち29件の同じく申請となっています。この数字の推移から、最近の雇用不安が直接生活保護に繋がっているというケースは、ほぼないと考えておりますとの答弁でございます。以上です。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） おはようございます。

それでは、一般会計決算特別委員会産業建設小委員会に付託されました、議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、農林水産建設部、商工観光部及び農業委員会に関する事項の内容について報告いたします。

議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会所管に関する事項については、全員の賛成により認定しております。

各項目の主な審査の内容を報告します。

初めに、農業委員会についてです。

農業委員会交付金340万8,000円の算定方法、根拠について質問がありました。

答弁です。均等割分と農家戸数割分、農地面積割、事務処理件数割で額が算出されます。敷地面積には耕作放棄地も含まれますとのこと。

農林水産関係です。

グリーンツーリズムについて、リピーターを増やすことで民宿に移行できるかと思いますが、将来の市の考え方はとの質問です。

答弁です。今は受け入れ側として経験を積んでほしいということで進めていますとのこと。

現在、松くい虫はどのようになっていますかとの質問については、平成元年から増えていたのですが、最近は目立たず、ナラ枯れの方が増えている状況ですとの答弁でした。

また、漁業経営体、経営発展支援事業補助金についての質問については、漁獲物の付加価値、先行投資について対象になります。補助率は、県・市、個人、それぞれ3分の1ずつになっておりますとの答弁でした。

建設関係です。

自治会からの地区要望の達成率はどのくらいですかとの質問です。

これに対し、平成25年度の建設課に関する要望件数は、象潟地区80件、金浦地区14件、仁賀保地区82件でした。既に実施済みの件数は、象潟地区が22件、金浦地区が3件、仁賀保地区が20件ですとの答弁です。

観光関係です。

緊急雇用の活用について、補助事業を取り入れる際、観光協会がやる気があって取り入れたのか、それとも行政側からの依頼だったのかとの質問です。

これに対し、観光協会とは協議しながら進めておりますとの答弁でした。

商工関係です。

開業開店起業化資金貸付金について、滞納は不納欠損とするのかとの質問です。

これに対し、平成16年度の貸し付け分で自己破綻により連帯保証人から支払いをしてもらっている状況ですが、返済が滞っている状況で、返済が難しくなっています。不納欠損に関しては、時効が成立するか議会の議決が必要になりますが、できるだけ回収に努めたいと思っておりますとの答弁でした。

以上で、一般会計決算特別委員会に付託された議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定のうち、一般会計決算特別産業建設小委員会で審査いたしました結果についての審査報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。18番佐藤元委員。

●18番（佐藤元君） 小委員長に対して一点だけ、商工関係の方ですが、1年前、昨年10月ですが、雇用対策調査特別委員会と市の工業振興会との意見交換会を金浦庁舎で行った経緯があるわけですが、席上確認したときは、いわゆる見山准教授との関係で平成24年からスタートしている事業なわけですが、この件について、いわゆるデモ機、要するに本当にそのにかほ市で製作するそのデモ機のその本当のデビューは、じゃあ一体いつ頃になるのかということについて、平成26年中にはデビューさせるとはっきりと明言されたわけですが、そういうことについての審査は全然なされなかったわけですか。

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長(佐々木弘志君) その件についての関連質問はたくさんありましたけれども、ただいまの委員からの質問に対する質疑はございませんでした。

●一般会計決算特別委員長(佐々木正明君) 18番佐藤元委員、よろしいですか。はい、18番佐藤元委員。

●18番(佐藤元君) 一杯出たようですので、あったかないかはまた別にして、そうすると、この事業そのものは、もう今年度で終わるはずですけども、そのことについての総括や、そのような話は、全然なかったわけですか。

●一般会計決算特別委員長(佐々木正明君) 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長(佐々木弘志君) その点について委員の中から質問がありました。それは、今までの経緯について、いわゆる一番最初の当初の契約はどうなっているのかということと、それから、現時点ではどういうことをやっているかと、そういうことの報告書があるわけだから、それを提出してくださいということで提出していただいております。

●一般会計決算特別委員長(佐々木正明君) よろしいですか。

●18番(佐藤元君) はい。

●一般会計決算特別委員長(佐々木正明君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長(佐々木正明君) 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

【「委員長、休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長(佐々木正明君) 暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

●一般会計決算特別委員長(佐々木正明君) 会議を再開します。

教育民生小委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

●教育民生小委員長(市川雄次君) 先ほどの委員長報告の中で、決算認定の報告の中で、子育て長寿支援課の内容につきまして、児童福祉費負担金滞納繰越分について、これ欠損金のお話をさせていただいたところに、最後、滞納繰越分はゼロになりますとの御報告をさせていただきましたが、実際は不納欠損分がゼロになるというふうに訂正させていただきたいと思っております。(該当箇所訂正済み)

●一般会計決算特別委員長(佐々木正明君) これから議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第80号に対する討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての各小委員長の報告は、いずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 起立多数です。したがって、議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査を全部終了しました。

これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前10時50分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計決算特別委員会
委員長

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（19名）

1番	佐々木	完	2番	渡部	幸悦
3番	佐々木	雄太	4番	佐々木	正明
5番	奥山	収三	6番	伊藤	知
7番	伊藤	竹文	8番	飯尾	明芳
9番	市川	雄次	10番	佐々木	弘志
11番	佐々木	平嗣	12番	小川	正文
13番	伊東	温子	14番	鈴木	敏男
15番	佐々木	春男	16番	宮崎	信一
17番	加藤	照美	18番	佐藤	元
19番	佐藤	文昭			

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	伊東秀一	班長兼副主幹	加藤潤
主事	須田拓也		

.....

説明員

市長	横山忠長	副市長	須田正彦
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	齋藤均
財務部長	佐藤正春	市民福祉部長	齋藤洋
農林水産建設部長	佐藤正	商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木敏春

教 育 次 長	齋 藤 榮 八	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 行	健 康 増 進 課 長	鈴 木 啓
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	浅 利 均	仁 賀 保 公 民 館 長	佐 藤 正 徳
象 潟 公 民 館 長	須 田 徹	図 書 館 長	佐 藤 智 秋
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 々 木 善 博	管 理 課 長	佐 藤 次 博
監 査 委 員	佐 藤 正 行		

.....

午前11時2分 開 議

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） これから、一般会計予算特別委員会を開会します。
 ただいま出席している委員は19名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する
 定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。12番小川正文総務小委員長。

【総務小委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務小委員長（小川正文君） それでは、去る9月5日の日に当委員会に付託になっております議
 案の審査が終了しておりますので、報告をいたします。

議案第73号平成26年にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認について（専
 決第8号）について、全員の賛成により承認されております。

議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）中、総務部、財務部、消防本部、会計
 課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項、その他については、全員の賛成によ
 り可決と決しております。

審査の内容について報告をいたします。

議案第73号については特にございませぬ。

議案第89号につきましては、2款1項1目13節、一般質問にもありましたけれども、社会保障・税番
 号制導入についてのメリット・デメリットについての質疑がありました。対象となるものは社会保
 障、税、災害等であります。メリットは、納税や免除を受ける際に各種申請書類への添付が不要と
 なるほか、全国的にオンラインで結ばれるために手続が簡素化されるということでありませぬ。デメ
 リットにつきましては特にないと考へていませぬ。個人情報取り扱いについては、十分に注意を払う
 必要があると伺っています。

9款1項5目13節防災行政無線定期検査委託料、市内で聞こえにくいところがありますかについては、

平成23年度に設置して聞こえづらい地域の音速調査を行っています。その結果、昨年度は6カ所、追加施工を行っています。今後については、詳しく調べながら追加の施工の必要があれば計画をしていくことになると伺っています。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生小委員長（市川雄次君） それでは、早速、一般会計予算特別委員会教育民生小委員会の審査の内容についての御報告をさせていただきます。

議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）中、市民福祉部及び教育委員会に関連する事項については、全員の賛成で可決しております。

それでは、各課ごとの審査の内容を、主な質疑応答をもって報告させていただきます。

まず、本議案については人件費が主なものでありましたので、内容的にはちょっと少ないのですが報告させていただきます。

初めに、健康推進課についてです。

高齢者肺炎球菌予防接種について具体的な説明をお願いいたしますという質問です。

これに対しては、市では6月1日から任意接種としていましたが、今回法律が補正され、10月1日から定期接種となります。対象者は65歳から5歳刻みの高齢者で、1回のみ3,000円の補助金が支給されます。今回の予算は、対象となる高齢者の20%分です。なお、このワクチン効果は約5年と言われ、生涯のうち2回まで接種することができますとの答弁です。

続いて、教育総務課です。

院内小学校の渡り廊下部分の雨漏りについて、もっと早く修繕すべきではなかったのかという質問です。

応急処置で雨どいをつけたものとなっていますが、これは予算の問題で、なかなか手をつけられずにいました。教育委員会としても、今後、学校訪問の際に施設等の点検のための職員も同行しながら施設内の老朽箇所等を把握し、早急に対応できるところに対応をしたいというふうに考えていますとの答弁です。

具体的な予算の吊り天井の部分についてですが、吊り天井の工事はいつ頃に実施する予定ですかとの質問です。

工事そのものは平成27年度に学校の授業等に支障を来さないよう、夏休みなどの長期休暇の時期に工事を実施していきたいと考えていますとの答弁です。

文化財保護課についてですが、今回の補正は、主に池田修三版画に関するものがほとんどですが、

そこで文化財保護課と観光課などとの連携はどうなっていますかという質問が出ております。

これに対する答弁ですが、確かに文化財は他方で観光資源の一つと言えますと。ですので、今後ますます観光部局との関わりが大切になるだろうと考えています。今後はさらに観光部局との連携が取れるよう、検討しながら進めていきたいと考えていますとの答弁です。

続いて、スポーツ振興課です。

秋田25市町村対抗駅伝参加記念品についてですが、この駅伝そのものの主催や内容等、もっと具体的な部分の説明をお願いしますとの質問です。

これは、県の発案で行われ、県内25市町村が年代別に男女各1名ずつの代表を選出し、行う大会です。この大会への負担金は年度当初で既に計上済みですが、今回は出場する参加者に3,000円分の図書券を贈るための補正予算の計上をしております。大会名は、秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン!」、開催日は9月28日、日曜日、秋田市内の32.5キロメートルを9区間に分け、小学生男女1名ずつ、中学生男女1名ずつ、高校生男女1名ずつ、一般男女1名ずつと、一般壮年からは1名のみを選んで走破します。この大会は、何らかの大きな全国大会への前哨戦といったものではなく、あくまでも秋田を元気にするための大会で、来年度以降も持ち回りで実施していく予定ですよとの答弁でございます。以上です。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木弘志君） それでは、一般会計予算特別委員会産業建設小委員会に付託されました議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、農林水産建設部、商工観光部及び農業委員会に関する事項の内容について報告いたします。

議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、当委員会所管に関する事項については、全員の賛成により可決しております。

主な審査の内容を報告します。

初めに、農林水産関係です。

冷却装置について補助対象はどこで、事業の要件はどのようになっていますかとの質問がありました。

答弁です。金浦と平沢で実施するもので、事業計画を提出し、県で審査を行い、それに沿ったものを行いますとのことでした。

建設関係です。

象潟長岡間で小滝へ抜ける道路がありますが、除雪をしないのはなぜですかとの質問です。

これに対し、道路ではなく通路の扱いになっているためです。市道認定になっている道路ではな

いということですのでの答弁です。

次に、観光関係です。

元滝公衆トイレ整備について、現場説明だけでなく平面図等で説明すべきではないかとの質問です。

これに対し、図面を配付させていただきます。既存トイレに向かって右側に女子トイレを2基増設するものですとの答弁です。

商工関係です。

新聞に載っていた給与未払いの件については、商工課職員も立ち会っていますかとの質問です。

答弁です。労働基準監督署で昨日と今日、立替払いの説明会を行いました。昨日スマイルで行われた説明会には職員2人が立ち会い、労働基準監督署と連携していますとのこと。

以上で、一般会計予算特別委員会に付託された議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）のうち、一般会計予算特別産業建設小委員会で審査いたしました結果についての審査報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第73号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第73号に対する討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第73号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の総務小委員長の報告は、承認です。議案第73号は総務小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第73号は、総務小委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第89号に対する討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第89号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第89号は、各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前11時19分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時30分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第73号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）についてから日程第24、議案第96号平成26年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの議案24件、日程第25、陳情第7号軽度外傷性脳損傷の周知、及び防災認定基準の改正などを求める陳情から日程第28、陳情第10号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する陳情についてまでの陳情4件、計28件を一括議題といたします。

これから各常任委員長及び一般会計決算特別委員長並びに一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。12番小川正文総務常任委員長。

【総務常任委員長（12番小川正文君）登壇】

●総務常任委員長（小川正文君） それでは、本委員会に付託になっておりました下記の事件につきまして、審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第78号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第79号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成により可決に決しております。

陳情第8号消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出についての陳情、これも全員の賛成により採択となっております。

審査の内容について申し上げます。

議案第78号につきましては、消防団員の定数を610人から580人に改正するための議案であります。平成25年4月1日現在575人、平成26年4月1日現在563人と、年々消防団員の数が減少傾向にあります。非常勤公務災害負担金が定員による負担であることもあり、定数を削減するものであります。

委員からは、定数減の対策はという質問がありました。消防団幹部会、町内会への協力の呼びかけ、支援団員の確保、特に山間集落での人口減少から、山間集落では勧誘できない状況であり、人口の多い地域から少ない地域をカバーできないかなど、様々な検討をしております。そして、消防団員の増員に努めていきたいと伺っております。

議案第79号につきましては特にございませぬ。

陳情第8号につきましては、審査の内容について申し上げます。

10%に引き上げるのはやむを得ない。10%に上げる過程で生活弱者に対する施策等、消費者に対する法の整備をしっかりとってもらいたい。市内には離職者も多く、企業の景気もまだまだなのである。もう少し様子を見るべきではないかなど、様々な御意見がありました。今の地方の現状を見ますと、消費税を上げることは地方に大きな打撃を与えることになるのではという趣旨で、この陳情に賛成するというので、全員の賛成で採択に決しております。以上であります。

●議長（菊地衛君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。9番市川雄次教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（9番市川雄次君）登壇】

●教育民生常任委員長（市川雄次君） それでは、教育民生常任委員会に付託されました議案についての報告をさせていただきます。

議案第74号にかほ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第75号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、議案第76号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第77号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてのうち、議案第76号については賛成多数、残り3議案については全員の賛成で可決しております。

議案第81号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第82号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第83号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての計4議案については、全員の賛成により認定に決しております。

また、議案第90号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、議案第91号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計補設勘定補正予算（第2号）について、議案第92号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての3議案については、全員の賛成により可決しております。

また、陳情第7号軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、全員の賛成により採択となっております。

それでは、議案第75号についてです。

この条例が制定されることによって、市内の既存の保育所等に何らかの影響はあるのかとの質問ですが、この条例は、これまで認定こども園等について運営基準が定まっていなかったと。条文化されていなかったことに対して、国が法律を制定して基準を定めることによる条例制定ですので、現在の基準をクリアしている既存施設においては、何ら新たな基準が強いられるといったものではありませんとの答弁でございます。

なお、議案第76号、議案第77号についても、おおむね同様の趣旨による条例制定との説明を受けております。

続いて、議案第82号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてですが、診療報酬が年々減収傾向にあります、今後の見通しはどうなっていますかとの質問です。

これに対しては、平成20年から平成25年までに小出診療所が125人、院内診療所が122人減ってい

ますが、少子高齢化から、今後、患者の増加は見込まれません。ですので、在宅支援診療所として登録していることもあり、診療所に来ることのできない患者さんへの往診などで報酬の目減りを抑えていきたいという答弁をいただいております。

それに引き続きの質問ですが、在宅診療に重点を置いた場合、本来の診療所における診察はどうなるのかとの質問です。

これに対しては、在宅診療になれば診療所での外来診察ができなくなるわけではありますが、秋田大学病院等からの研修医等がそれらをカバーしてくれることになっております。ただ、在宅診療については、基本的に所長がいなければできませんので、在宅診療については所長がやることとなりますとの答弁でございます。

議案第84号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてです。簡易水道統合に向けて進んでいますが、小砂川簡易水道統合のための工事の内容について等の質問ですが、これに対しては、平成26年度は老朽化が著しい配水場の整備工事を行っています。平成27年度は管路工事と湧水の汲み上げポンプ工事を行います。その後、平成29年4月1日の完全統合に向かっていきたいと考えていますとの答弁です。

議案第90号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてですが、高額療養費の見直しが行われるためのシステム改修費が今回計上されておりますが、高額療養費の見直しの具体的な内容についてお願いいたしますとの質問です。

これに対しては、来年1月からこれまでの所得等に応じた3区分を5区分に分類し直し、年収の高い方からの負担額を引き上げ、一般所得者の中の所得の低い人の負担を引き下げしようとするものですとの答弁でございます。

最後に、議案第92号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてですが、県の融雪溝工事にあわせて工事を行うということですが、200万円で300メートルの工事を行うということの具体的な内容をお知らせくださいとの質問です。

これに対しては、県道に埋設された融雪溝の入れ替え工事は、現在、住宅の反対側に融雪溝があって、雪を捨てる場合、道路を横断して捨てている状況にあります。それが危険ですので、今回、住宅側に新たに設置するというものです。その際、融雪溝工事のときに直接市の水道管に当たることとなりますが、その部分については県がやってくれるということになってはいますが、今回安価を行うためには今あわせてやった方が有利ということで、その前後を県の工事範囲の後ろ、前後もあわせて市が実施するというものでございますとの答弁です。以上です。

●議長（菊地衛君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番佐々木弘志産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（10番佐々木弘志君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木弘志君） まず初めに、当委員会に付託されました議案のてん末についてですが、議案第85号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号平成25年度にかほ市ガス事業会計決算認定について、議案第88号平成25年度にかほ市水道事業会計決算認定についての4議案については、いずれも全員の賛成により認定しております。

議案第93号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第94号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第95号平成26年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について、議案第96号平成26年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての4議案については、全員の賛成により可決しております。

また、陳情第9号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書採択に関する陳情については、全員の賛成により採択となっております。

陳情第10号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する陳情については、全員の賛成により趣旨採択となっております。

それでは、議案の主な審査内容を報告させていただきます。

初めに、議案第85号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。マンホール浮上防止工事の計画箇所はどこかという質問です。

これに対し、象潟地区の国道7号線沿い18ヵ所を予定しているとの答弁です。

続いて、議案第86号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

ポンプの故障対策として、利用者が注意すれば解決する問題はどのようなものがありますかとの質問です。

これに対し、生理用品やタオル、おむつ等はポンプの故障の原因になりますので、そういうものを流さなければ修繕費の抑制に繋がるとの答弁です。

引き続き、議案第93号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質問はありませんでした。

次に、議案第94号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

大竹地区処理場の非常用エンジンポンプの工事内容についての質問がありました。

これに対し、工事内容は交換ですとの答弁です。

続いて、議案第87号平成25年度にかほ市ガス事業会計決算認定についてです。

ガス事業民間譲渡という話があったが、将来の展望を見据えた場合、どのように考えているのかとの質問です。

これに対し、一度は民営化ということで第一次審査までいったわけだが、それは実らなかった。しかし、ガス水道局、にかほ市としては、諦めたわけではない。今も譲渡先を探している状況です。いずれガス水道局、にかほ市としては、民間に譲渡したいという気持ちには変わりませんとの答弁です。

次に、議案第88号平成25年度にかほ市水道事業会計決算認定についてです。

重要契約の用紙で、ほとんどAクラスの業者が入っているが、その中に2社がかほ市の業者でもなく、ランク付けにも入っていないものがある。この工事が特殊だからこの2社に出したという認識で良いのかとの質問です。

これに対して、計装・電気関係といった一般の管布設とは違う機械工事のため、指名業者が機械装置で出しているところとなっているので、違うものとなっている。特殊な工事という考えで良いとの答弁です。

なお、議案第95号と議案第96号は、職員の給正等の人件費にかかわるものですので、報告を省略させていただきます。

次に、陳情第9号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書採択に関する陳情について、農業者の生活を守るためにも、この陳情に関しては願意妥当と考えますとの意見が出され、全員の賛成で採択されました。

続いて、陳情第10号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する陳情について、この陳情は農家の生活を守るということを考えてのことと思いますが、趣旨は採択し、意見書は提出しないということではいかがでしょうかとの意見があり、全員の賛成で趣旨採択されました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。4番佐々木正明一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（4番佐々木正明君）登壇】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 報告に入る前に、質疑に関して答弁を追加いたします。

武道島防火水槽に関しては、災害時等断水となり、消火栓が使用できなくなる恐れがあり、防火水槽の増設を計画したものです。

なお、通常時の水利については、問題はないと考えております。

一般会計決算特別委員会に平成26年9月5日に付託になりました議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、審査が終わりましたので報告いたします。

議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数によって認定と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計決算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。4番佐々木正明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（4番佐々木正明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計予算特別委員会に平成26年9月5日に付託になりました議案第73号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）並びに議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について、審査が終わりましたので報告いたします。

議案第73号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）については、全員の賛成により承認することに決しております。

また、議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）については、全員の賛成により可決と決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 53 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第73号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第73号の討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第74号にかほ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第74号の討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第75号の討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についての討論を行います。

初めに、原案の反対者の発言を許します。15番佐々木春男議員。

【15番（佐々木春男君）登壇】

●15番（佐々木春男君） 議案第76号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、反対の立場から発言いたします。

この条例案では、職員の配置基準や保育室の面積が違うなど、保育の環境や条件に格差が生まれる心配があります。児童が安全で安心して平等に教育を受けるという視点から、保育者の質の確保が重要であります。

また、保育中の重大事故は圧倒的に2歳児以下で起きていることからも、国家資格を持つ保育士以外を保育者として配置すべきではないと考えます。特に小規模保育事業C型における保育士ゼロや居宅訪問型保育事業では、密室の中で国家資格を持たない保育士と乳幼児が一对一となるのは問題であると思います。

子供の数が少なければ資格がなくともよい、あるいは半数でよいと考えるのは間違いではないでしょうか。

給食については、外部からの搬入が可能とありますが、今、アレルギーやアトピーの子供が増えている中で、アナフィラキシー症候群などの重大事故が起きていることなどから、食事の提供は自園調理にすべきであり、調理員の配置もまた必要なことだと思います。

ゼロ歳から2歳まで年齢の異なる保育には、1人当たりの面積基準に加えて食事や遊びの生活スペースと睡眠のスペースなど、年齢差を考慮した複数のスペース確保も必要なのではないでしょうか。

それから、本市には4階以上の建物は見当たらないのですが、4階以上に保育室を設置する場合、

屋内避難階段の必要性がないようですが、少人数での保育であることと子供の安全や災害時の避難などを考えた場合、高さの規制等も考える必要があると思います。

待機児童ゼロの自治体でもあり、このような事業は起きないのではないかとの見方もあります。また、市独自の基準を設けた条文もあるなど評価すべき点もあります。しかし、子供たちの安心・安全で平等の保育という視点から、先ほど述べたように改善の余地があるように考えますので、反対の意思を表明し、討論を終わります。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第76号の討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第77号の討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第78号の討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第79号の討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の討論を許します。15番佐々木春男議員。

【15番（佐々木春男君）登壇】

●15番（佐々木春男君） 議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から発言いたします。

決算には子育て支援や雇用の確保促進、防災対策、それに関連しての太陽光発電の新設など、住民の安心・安全、暮らしを応援するものがほとんどで、これらには賛成するものであります。

しかし、国により地方公務員の給与引き下げのため、地方交付税を一方的に削減され、給与を引き下げたことには賛成できません。これは自民党政府の責任が大きいものであるということは言うまでもありません。

以前、共産党の国会議員は、数字を示しながら企業の収益が上がっても働く人の所得に繋がっていない、内部留保の1%を使うだけで8割の企業、7割の従業員に月額1万円賃上げができる、トヨタを例にとれば内部留保のわずか0.2%で賃上げできるとして、賃上げによって内需を活発にすることこそ労働者にとっても企業にとっても国民全体にとっても、こんないいことはないと質問したところ、後日、首相は経団連に値上げを要請してきたと語りかけたと言います。

政府が民間には賃上げを要請する一方、公務員給与を引き下げるとするのは、矛盾に満ちた行為であると思います。

また、全国市長会の地方公務員給与削減、地方交付税削減についての緊急アピールでも、財政自主権を侵すもの、経済界に対して民間給与の引き上げを要請している政府の立場と矛盾するとして強く批判しております。

政府のこうした矛盾した行為と国民の声を受け入れないで地方公務員給与の引き下げを求めてきたことに反対の立場から発言し、討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第80号の討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第81号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第82号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第83号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第84号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第84号の討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第85号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第85号の討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第86号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第86号の討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第87号平成25年度にかほ市ガス事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第87号の討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第88号平成25年度にかほ市水道事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第88号の討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第89号の討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第90号の討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第91号の討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第92号の討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第93号の討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第94号の討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成26年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第95号の討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号平成26年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第96号の討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第7号軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第7号の討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第8号消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出についての陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第8号の討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号政府による緊急の過剰米処理を求める陳情についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第9号の討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する陳情についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第10号の討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第29、議提第11号消費税10%への引き上げの中止を求める意見書から日程第31、議提第13号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書を議題といたします。

初めに、議提第11号消費税10%への引き上げの中止を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。12番小川正文議員。

【12番（小川正文君）登壇】

●12番（小川正文君） 議提第11号消費税10%への引き上げの中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員小川正文。賛成者、にかほ市議会議員鈴木敏男、同じく佐々木雄太、同じく伊藤竹文、同じく宮崎信一、同じく佐藤元。

消費税10%への引き上げの中止を求める意見書については、その要旨としては、国民の負担だけでは財政の再建等の問題は解決しないと。今後、税の使い方の見直し、あるいは大企業への法人税減税の見直しなどを行って、消費税10%に引き上げるのを反対するという意見であります。

平成26年9月18日 秋田県にかほ市議会議長菊地衛

意見の提出者は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣であります。

●議長（菊地衛君） これから議提第11号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第11号の質疑を終わります。

これから議提第11号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第11号の討論を終わります。

これから議提第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第12号軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。9番市川雄次議員。

【9番（市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君） では、議提第12号です。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書です。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年9月16日提出

提出者ですが、にかほ市議会議員市川雄次。賛成者、にかほ市議会議員佐々木春男、同じく佐藤文昭、同じく加藤照美、同じく伊東温子、同じく渡部幸悦、同じく佐々木平嗣、以上です。

内容につきましては、陳情書とともに同様の内容でございますので、御一読いただいていると思いますので、ここでは省略させていただきます。

提出先につきましては、内閣総理大臣外3大臣と衆参両議院議長になります。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議提第12号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第12号の質疑を終わります。

これから議提第12号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

これから議提第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第13号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。10番佐々木弘志議員。

【10番（佐々木弘志君）登壇】

●10番（佐々木弘志君） 議提第13号政府による緊急の過剰米処理を求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年9月18日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員佐々木弘志。賛成者、にかほ市議会議員佐々木完、同じく佐々木正明、同じく奥山収三、同じく伊藤知、同じく飯尾明芳でございます。

内容については、御一読いただいていると思いますので、ここでは省略させていただきます。

提出先は、内閣総理大臣と農林水産大臣の2名であります。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議提第13号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第13号の質疑を終わります。

これから議提第13号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第13号の討論を終わります。

これから議提第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり

決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第13号は、原案のとおり可決されました。日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の日程等に変更が生じた場合は、議長に一任いただくことにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第33、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決された議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第6回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後1時37分 閉 会